

2017年4月6日

TBS テレビ

社長 武田 信二様

「ニュース23」における色覚問題の取り扱いについて

日本色覚差別撤廃の会

会長 井上 清三

私たち「日本色覚差別撤廃の会」は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として活動しています。

去る3月29日貴局の番組「ニュース23」において放送された色覚問題を扱った内容について、本会の所見を示し貴局のご見解をお尋ねします。

本来、人はそれぞれが異なった色感覚を持っており、誰一人として同じ見え方をしているのではなく個人差があります。また、他の人がどのような見え方をしているかはわかりません。

しかし、日本社会では戦前より、色覚を検査するとして石原式色覚検査表（以後は石原表と記す）が学校教育をはじめとし広く社会に使用され、石原表の誤読者を「色覚異常」、そうでない場合を「色覚正常」としてきました。そして、「色覚異常」は「色の識別ができない」「間違った色判断をする」と誤って決め付けられ進学・就職の機会から排除されました。石原表は医療の世界では、感度が鋭敏でかつ簡便であることでスクリーニング検査用として評価されているものです。この医療的検査表を、極めて社会的な活動である進学就職にも適用するという大きな過ちを犯していたのです。

その結果、多くの若者が希望を断念し、婚姻をはじめ様々な困難や不幸を生んできました。その一翼を担ってきたのが学校における色覚検査でした。

1980年代半ばより、このことが人権侵害であるとの理解が深まり、多くの方々の努力によって徐々に問い直されてきました。

2001年厚生労働省は、「労働安全衛生規則」を改正し、雇入時健康診断の健診項目から色覚検査が廃止されました。その改正の趣旨を「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること」とし、さらに「色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られる」と警鐘を鳴らしています。そして、改正の留意事項では「各事業場における個別の必要性に基づく自主的な取組みとしての検査の実施を禁止するものではないが、色覚検査は現場における職務遂行能力を反映するものではないことに十分注意が必要です。検査を行う場合でも、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です」と検査のあるべき姿を指摘しています。

この間今日まで、「色覚異常」とされた多くの人がかつては制限されていた職場で、立派に活躍されています。そのことは、その制限が重大な過ちであったことを明らかにしてきた歴史であります。

しかし、上記法改正から十数年たちますが、未だに根拠の無いまま悪弊にとらわれて制限を温存している現状もあります。そして一方では、それを補完する働きかけもあります（眼科医会作成ポスター「色

覚検査のすすめ！」の掲示を促す呼びかけなど)。番組において大学生が直面した鉄道会社の対応は、その典型といえるのではないのでしょうか。

2014年4月の通知文において文科省は「児童生徒等が自身の色覚の特性をしらないまま不利益を受けることがないように、より積極的に保護者等への周知を図る」としています。番組内でもこの大学生が「もっと早く知りたかった」とこれに呼応するように話します。しかし、本人がいくら早めに「異常」と告げられたとしても、この制限が無くなることにはつながりません。むしろ自分の希望を断念する時期を早めることだけであり、理不尽な現状の固定化とその強化を図ることにつながります。「不利益を受けることがないように」という言葉に正直に応えるのは「不合理な悪弊にとらわれた制限を無くしていく努力をする」ということではないのでしょうか。

番組で大学生がつぶやく場面があります。「私が見えている世界。どう見えているか難しいですね。ずっと生まれてからこれなんで。他の人にはどう見えているのかなと、これと違う世界はどう見えているのかな……。不便を感じたという経験が少ないので、人と人の少しの個性の違いかなと思う」と。この大学生の思いが尊重される社会、人の持つ個性が活かされる開かれた社会になってほしいと私たちは思っています。

昨年4月には、障害者差別解消法が施行されました。「色覚異常」を色覚の障害と扱うのであれば、それを理由とする差別はあってはならず、困難を強いる社会的障害があれば除去する合理的な配慮を的確に行うことを行政及び事業者に求められています。

違いによって生きにくい社会ではなく、一人一人が持つ違いが尊重され、誰もが生きやすい社会にしていこうとするものです。

次代を生きる若者にそんな社会を引き渡していく責任が、過去の過ちを経験し、それに気づいてきた私たち大人にはあると思います。

また、番組において記者の方が言われたように何らかの事情で検査の必要性を感じる人がいるとすれば、自らの判断で医療機関に受診するとし、その選択は各人の判断に委ねられる医療の範疇に属するのが色覚検査です。今必要なことは、学校という子ども達の世界に検査を持ち込み「正常」「異常」に選り分けることではなく、「異常」を理由とした生きにくい社会を変えていくことです。その意味からもテレビ放送という多くの人に影響力もつ貴局の担われている役割は大きいです。

以上長々と番組内容について述べてまいりましたが貴局のご見解をお伺いします。

なお、文中に書きました、厚労省パンフレット「色覚検査の廃止」、眼科医ポスター「色覚検査のすすめ！」及び本会リーフレットと最近の活動資料を同封しますのでご参考にしてください。

この件についてのご質問、取材のご要望等があれば下記までご連絡ください。よろしく申し上げます。

日本色覚差別撤廃の会 事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12

かわさき市民活動センター 1 気付

TEL/FAX: 044-788-3509 HP: <http://nodaiweb.university.jp/cms/>